

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「（令和六年条例第五十三号）」を「（令和六年徳島県条例第五十三号）」に、「第五条の五第二項」を「同条第二項」に、「第七条第一項及び第七条第二項」を「及び第七条」に改める。

附則第四項中「（令和六年条例第五十三号）」を「（令和六年徳島県条例第五十三号）」に、「第五条の五第一項及び第二項」を「第五条の五」に改める。

附則に次の一項を加える。

（勤勉手当の成績率の特例）

5 任命権者は、特に必要があると認める場合には、第二十八条第一項本文の規定にかかわらず、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、同項第二号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。